

証券コード 3727

平成21年3月13日

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目18番18号

株式会社 アプリックス

代表取締役兼取締役社長 郡 山 龍

## 第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成21年3月27日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、70ページから71ページの「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 平成21年3月30日（月曜日）午後1時   |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西早稲田一丁目20番14号<br>早稲田大学国際会議場井深大記念ホール<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第24期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第24期（平成20年1月1日から平成20年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 株券電子化に伴う定款の一部変更及び取締役会の議長に関する定款の一部変更の件
- 第2号議案** 資本準備金、利益準備金及び別途積立金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第3号議案** 当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入に関する定款の一部変更の件
- 第4号議案** 当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入の件
- 第5号議案** 取締役4名選任の件
- 第6号議案** 監査役1名選任の件
- 第7号議案** 補欠監査役1名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしていただきます。

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aplix.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 

#### 株式会社アプリックス事業説明会開催のご案内

株主総会閉会後に同じ会場にて事業説明会を開催いたします。当社新製品のご紹介等を行う予定ですので、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェアの基盤となる技術（以下「ソフトウェア基盤技術」という）の研究開発とともに、それらの成果を基にした応用製品の開発及び販売、並びに当社グループ製品を搭載する機器製品の計画立案及び設計等を支援する顧客コンサルティングを行っております。

現在主力製品となっている組み込み向けJavaプラットフォーム

「JBlend」は、携帯電話などの機器でJavaという技術を使うための基盤となるソフトウェアです。携帯電話にJBlendを組み込んでJava 対応にすることで、多様な機能やサービスを実現させることができます。

当連結会計年度における経営成績につきましては、エマージングマーケットを中心とした地域において当社製品を搭載した携帯電話が出荷台数を伸ばし、国内及び欧米において非常に厳しい市場状況が続く中で、平成20年2月15日公表の通期業績予想に対して売上規模を維持することができたと認識しております。特に営業利益につきましては、利益率の高いライセンスロイヤリティビジネスへのシフトが順調に推移したことで大幅に増加させることができ、前連結会計年度の2倍以上を計上しております。

品目別の概況は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第23期		第24期 (当連結会計年度)		前連結 会計年度 増減
	平成19年1月1日から 平成19年12月31日まで		平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで		
	金額	構成比	金額	構成比	
携帯電話関連	6,572,616	97.2%	5,113,195	98.4%	△22.2%
携帯電話以外	190,686	2.8%	82,333	1.6%	△56.8%
合計	6,763,302	100.0%	5,195,528	100.0%	△23.2%

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 【携帯電話関連】

国内顧客においては、既にJBlendが標準的に搭載されている株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びソフトバンクモバイル株式会社に加えて、当連結会計年度においてはKDDI株式会社の携帯電話についてもオープンアプリプレイヤーという形で標準的に搭載されるようになったことで、JBlendの搭載比率をさらに引き上げることができました。しかしながら、搭載比率の高さゆえに携帯電話全体の出荷台数減少の影響を強く受ける結果となりました。また、国内顧客は後払いロイヤリティによる契約が多いため、出荷台数減少が顕著なものとなった当第3四半期の影響が、当第4四半期に表れております。

なお、前連結会計年度においては、受託開発による技術支援売上としてミドルウェア・フレームワークに関する案件にて約12.3億円を計上しておりましたが、この案件につきましては単発的なものであり、当連結会計年度におきましては再び利益率の高い製品売上の比率が増加しております。

海外顧客においては、アジア地域及び欧州の顧客製品が増加しており、JBlend搭載比率も増加傾向にあります。特に中国顧客においては、第三世代(3G)携帯電話の実用化や、低コスト戦略を駆使した主要携帯電話メーカーへのODM (Original Design Manufacturer) 開発が本格化し、前連結会計年度に比べ、出荷台数及び売上高が著しく伸びております。また、JBlendに関連する技術やコンテンツを併せてライセンス提供するビジネスが立ち上がりはじめており、その前払いロイヤリティなどが当連結会計年度の製品売上に貢献しております。北米の顧客につきましては当連結会計年度を通して軟調に推移したもののJBlendの搭載比率は維持しております。

### 【携帯電話以外】

携帯電話以外の機器については、地上デジタルテレビの放送用チューナー内蔵カーナビゲーションシステムや、デジタルテレビ、さらにはCATV用セットトップボックスなどにJBlendが搭載されております。

また、マイコンなど省資源デバイス向けに開発された製品につきましては、今後の本格的な収益源として引き続き販売活動を実施しており、採用に向けての手ごたえを感じております。

国内顧客の出荷台数減を海外顧客が補い、第3四半期に引き続き、出荷台数の増加が確実となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資額は、市場販売目的のソフトウェアを自社開発することを目的とした投資を中心に828,563千円であります。

③ 資金調達の状況

当社は、平成14年3月22日に決議された旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権及び平成15年9月10日に決議された旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の当期中の権利行使による新株発行により1,565千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 21 期 (平成17年12月期)	第 22 期 (平成18年12月期)	第 23 期 (平成19年12月期)	第 24 期 (当連結会計年度 平成20年12月期)
売 上 高(千円)	5,028,328	6,587,605	6,763,302	5,195,528
経常利益または経常損失(△)(千円)	△2,960,640	△1,268,290	335,275	281,667
当期純利益または当期純損失(△)(千円)	△3,313,897	△1,608,665	△7,016,185	109,637
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)(円)	△38,417.55	△15,989.28	△69,315.51	1,082.10
総 資 産(千円)	23,859,453	23,727,550	14,949,289	14,073,221
純 資 産(千円)	22,108,072	20,966,317	13,604,054	13,083,834
1株当たり純資産額(円)	220,193.22	207,646.09	133,616.72	129,091.45

- (注) 1. 第22期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、平成17年10月20日付をもって、1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第21期の1株当たり当期純損失または1株当たり純資産額については、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
Aplix Corporation of America (米国カリフォルニア州サンフランシスコ市)	125千米ドル	100.0%	当社の海外の営業活動及び技術支援
Aplix Europe GmbH (独 国 バ イ エ ル ン 州 ミ ュ ン ヘ ン 市 )	25千ユーロ	100.0%	当社の海外の営業活動及び技術支援
iaSolution Inc. ( 台 湾 台 北 市 )	195,870千台湾ドル	100.0%	移動機器用ソフトウェアの研究開発及び販売
(株) アプリックス・ソリューションズ ( 日 本 東 京 都 )	6,000万円	66.6%	IT分野に特化した技術、製品、サービスの仕入・販売、評価、コンサルティング
Aplix Korea Corporation (大韓民国ソウル市)	200百万ウォン	100.0%	当社の海外の営業活動及び技術支援

(注) 期末日現在における当社の連結子会社は7社です(iaSolution Inc.の子会社2社を含む)

#### (4) 企業集団の対処すべき課題

##### ① 海外携帯電話市場でのサポート体制強化について

米国及び欧州においては、引き続き当社の現地子会社が現地顧客へのソリューションを提供し、中国を含むアジア地域においては、台湾の iaSolution Inc. と同社の地域子会社（上海、北京）が中心となって事業展開をしております。

また、韓国においても現地法人が中心となって現地顧客への事業展開をしております。

今後の事業成長の余地が大きいと考えられるこれらの地域、とりわけ中国においてはさらなる顧客サポート体制の強化が必要と考えております。

##### ② 顧客との共同開発体制構築について

当社グループが事業を展開していく上では、顧客、とりわけ移動体通信事業者や携帯電話機メーカーとの緊密な関係を如何に維持しさらに向上させていけるかが重要な鍵となります。

基本的には、日々の事業活動を通じての顧客との関係の緊密化並びに信頼関係の構築が大原則となりますが、一步踏み込んで顧客との共同開発体制を築くことも行ってまいります。

国内においては、当社は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとFOMA向けの統一Javaプラットフォームの共同開発を行い、商用端末への搭載に至っております。さらに同社との資本・業務提携により、次世代のJavaの開発並びにJava以外のソフトウェアの開発に協力してまいります。これらの開発作業を円滑に進めるために同社が携帯電話機の開発拠点を置く神奈川県横須賀市に当社も開発センターを開設しており、同社との綿密な共同開発体制を維持しております。

また、海外においても北京（中国）に開発センターを設置して、中国の移動体通信事業者であるChina Mobile Communications Corporation及びChina Telecommunications Corporationとの共同開発を進めております。

このように、顧客に対しより迅速に先進的な技術を提供する体制を構築することで、当社グループ製品の付加価値を高め、収益性を向上させてまいります。今後も状況に応じ、スムーズに顧客との共同開発を行える体制を取ってまいります。

##### ③ 携帯電話におけるJava実行環境の用途拡大

携帯電話におけるJava実行環境は、サービス開始当初は主にゲーム等のコンテンツをダウンロードして実行するコンテンツプレイヤー（コンテンツ実行環境）として利用されており、Javaの機能を限定的に活用しているにすぎませんでした。その後サービスの多様化に伴い音楽プレイヤーや電子マネー機能等に用途を拡大してきましたが、現在においても携帯電話の多くの機能はJava以外のプログラミング言語を使う従来の方法で作成され、最初から機器に組み込まれて提供されています。

最初から組み込まれている機能は、携帯電話を購入して即座に利用することができますが、新しい機能の追加・更新や、不要な機能の入れ換えをすることはできません。しかし、これらの機能をJavaアプリケーションとして作成することで、ユーザーは必要な機能をゲームと同様に取捨選択することができ、個々人の用途や嗜好に合わせて携帯電話をカスタマイズすることができるようになります。

今後当社グループでは、さまざまな機能のJavaアプリケーションが動作するシステムプラットフォームとして活用できる製品を開発・提供し、携帯電話におけるJava実行環境の用途拡大を促進していく必要があります。

#### ④ 新技術研究開発について

ソフトウェア基盤技術や応用製品を含むあらゆる先端技術は、一般的に技術が普及して市場が安定することによって付加価値が低減し、収益性が悪化してしまいます。

こういった状況において事業を安定的に継続させるためには、新たなソフトウェア基盤技術の研究開発を積極的に行い、既存事業の収益の伸びが鈍化する前にその成果を基にした新たな事業を立ち上げて、付加価値の高い製品群を維持していく必要があります。顧客や市場のニーズを的確に把握し、機動的で効率の良い製品開発を続けていくために、協力会社との連携や社内体制の強化・改善を常に意識し、努力してまいります。

#### ⑤ 携帯電話以外におけるJava実行環境の活用

携帯電話以外の電子機器についても、JBlendはデジタルテレビやビデオカメラ、カーナビ、プリンタ等に搭載されており、コンテンツを閲覧するブラウザの制御やグラフィカルな画面操作を行うJavaアプリケーションを動作させています。今後は、Blu-ray Discレコーダ、HDDレコーダ等の高性能AV機器向けJBlendや、小型機器の組み込みソフトウェア開発にJavaの開発環境が利用できるnanoJBlend等、より広範囲の用途に対応するさまざまなJBlendを開発・提供していく必要があります。

#### ⑥ 他のソフトウェアベンダーとの協業について

AV機器や携帯電話等の民生用電子機器は、インターネットへの接続が可能になったことにより、音楽や映像の再生及び通信といった単純な機能を提供する機器から、より高度で複雑なサービスを提供することができる情報プラットフォームへと進化を続けています。これらの民生用電子機器でサービスを実現するためには数多くのソフトウェア要素技術を組み合わせる必要があります。

当社グループが民生用電子機器メーカー等の顧客へ提供しているソフトウェアについても、他のソフトウェアベンダーの提供するソフトウェアと組み合わせることで、より魅力的なサービスを実現すること



が可能となります。このため、当社独自の技術を開発するだけでなく、他のソフトウェアベンダーとの協力関係を拡大強化する必要があります。

また、ゲーム等のコンテンツを提供しているベンダーとも協力関係を構築することで、サービスを実現する技術と、そこで利用されるコンテンツを併せて提供できる体制を拡大強化していけるよう努力してまいります。

当社グループは独自の付加価値と信頼性の高い技術を開発するだけでなく、他のソフトウェアベンダーと相互に協力することでソフトウェアの親和性を高め、より魅力的なサービスが実現できるようにしてまいります。さらに、グループ戦略の一環として他のソフトウェアベンダーとの関係を強化し、顧客が自ら各種ソフトウェアを開発する必要がなくなり、安心してソフトウェアベンダー製の組み込み用ソフトウェアを利用できる環境を実現できるよう努力してまいります。

⑦ エマージングマーケット向け製品の拡充について

携帯電話の普及が急速に進んでいるエマージングマーケットにおいては、安価な携帯端末へのニーズが高い、データ通信によるコンテンツ配信のビジネスモデルが普及していないといった、日本及び欧米とは異なる市場状況が見受けられます。こういった状況の中で、当社製品を搭載した携帯電話の出荷を増加させるためには、携帯端末の機能に依存せず、ビジネスモデルとしても受け入れられるサービス実現のためのソリューション開発を継続的に行い、提供していく必要があります。

⑧ 特定の顧客への依存からの脱皮について

当連結会計年度において売上高の10%を超える販売先は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 2,367,071千円(45.6%)、KDDI株式会社 554,760千円(10.7%)であります。(当連結会計年度 自平成20年1月1日、至平成20年12月31日)

当社グループの売上は特定の顧客に依存しています。当社ではこのような大口顧客への販売を維持しながら、新たな顧客への営業活動を積極的に展開し、高い売上高の顧客の全体数が増えるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成20年12月31日現在）

- ① 組み込み向けソフトウェアの研究、開発及び販売
- ② パソコン向けソフトウェアの研究、開発及び販売

(6) 主要な事業所（平成20年12月31日現在）

- ① 当 社 本 社 東京都 新宿区  
沖縄事業所 沖縄県 那覇市  
Aplix UK Office  
英国 サリー州 ギルフォード市
- ② Aplix Corporation of America  
アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ市
- ③ Aplix Europe GmbH ドイツ連邦共和国 バイエレン州 ミュンヘン市
- ④ iaSolution Inc. 台湾 台北市
- ⑤ Aplix Korea Corporation 大韓民国 ソウル市
- ⑥ 株式会社 アプリックス・ソリューションズ 東京都 新宿区

(7) 使用人の状況（平成20年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
293名	-47名

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数は、臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）を除いております。
3. 使用人数が前連結会計年度末より47名減少しております。これは、自己都合退職及び新規採用者の増減結果によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	-16名	37.80歳	5.12年

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 使用人数は、臨時従業員（パートタイマー及び派遣社員）を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年12月31日現在）

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### (子会社の解散)

#### 1. 子会社解散の旨及び理由

連結子会社である株式会社アプリックス・ソリューションズは、平成21年1月30日開催の同社の臨時株主総会において解散することを決議しました。当該子会社は、携帯電話向けのサードパーティ製ミドルウェアやアプリケーションについて、グローバルな市場調査や業務提携による調達とその提供を業務目的として、携帯電話向けソフトウェアの調達・サポートに幅広い実績を有するクワトロメディア株式会社との合弁会社として設立・運営してまいりましたが、事業環境の変化に伴い、その役割を終えたとの判断に至り、解散することとしたものであります。

#### 2. 当該子会社の概要

事業内容 IT分野に特化した技術、製品、サービスの仕入・販売、評価、コンサルティング業務

資本金 6,000万円

負債総額 134万円

持分比率 66.6%

#### 3. 解散及び清算の時期

平成21年1月31日 当該子会社にて解散決議

平成21年4月30日 清算終了（予定）

#### 4. 損益に及ぼす影響額

解散及び清算に伴う損益への影響は、軽微であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成20年12月31日現在）

- |                                |          |
|--------------------------------|----------|
| ① 発行可能株式総数                     | 261,300株 |
| ② 発行済株式の総数                     | 101,334株 |
| ③ 株主数                          | 7,923名   |
| ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主 |          |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	15,000株	14.80%
郡山龍	10,800株	10.65%

(注) 出資比率は自己株式(14株)を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（旧商法に基づいて決議された新株予約権の状況）

（平成20年12月31日現在）

イ. 平成18年4月24日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 440個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数 440株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
1個当たり 980,319円（1株当たり 980,319円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額  
1株当たり 490,160円
- ・新株予約権を行使することができる期間  
平成20年4月1日から平成27年3月29日まで
- ・新株予約権の行使の条件
  - (1) 各新株予約権は、1個につきその全部を行使することを要し、一部行使はできないものとする。
  - (2) 新株予約権の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
  - (3) その他の権利行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、当社と被割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	一個	一株	一名
社外取締役	75個	75株	1名
監査役	一個	一株	一名

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成20年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役兼取締役社長	郡山 龍	
取締役	太田 洋	ジェミニイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社 代表取締役社長
取締役	渡邊 信之	株式会社エヌ・ティ・ティドコモ プロダクト部 技術企画担当部長
常勤監査役	石井 英雄	
常勤監査役	河野 真太郎	株式会社37 取締役
監査役	根本 忍	

- (注) 1. 取締役太田洋氏、渡邊信之氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役石井英雄氏、河野真太郎氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役河野真太郎氏、根本忍氏は、平成20年3月29日の第23回定時株主総会において就任いたしました。監査役河野真太郎氏は平成20年7月24日付、監査役根本忍氏は平成21年3月1日付で非常勤監査役から常勤監査役に就任いたしました。  
 4. 取締役関野正明氏は、平成20年1月15日をもって辞任いたしました。  
 5. 監査役今澤正元氏、監査役森谷享右氏は、平成20年3月29日の第23回定時株主総会の終結をもって辞任いたしました。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	3名 (1名)	74,907千円 (7,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	18,600千円 (15,900千円)
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	93,507千円 (23,100千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には平成20年1月15日に退任した1名(関野正明氏)の報酬を含みます。また、社外取締役に無支給者が2名(うち1名は平成20年3月29日に退任)いるため、支給人員と相違しております。なお、事業年度末現在の取締役の人数は3名(うち社外取締役2名)であります。
2. 監査役の支給額には第23回定時株主総会において退任した2名(今澤正元氏、森谷享右氏)の報酬を含みます。なお、事業年度末現在の監査役の人数は3名(うち社外監査役2名)であります。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の会社との兼任状況(他の会社の業務執行者である場合)及び当社と当該他の会社との関係
- ・取締役太田洋氏は、ジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、当社はジェミナイ・モバイル・テクノロジーズ株式会社との間に業務委託契約等の取引関係があります。
  - ・取締役渡邊信之氏は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのプロダクト部技術企画担当部長を兼務しております。なお、当社は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間に製品販売等の取引関係があります。
  - ・監査役河野真太郎氏は、株式会社37の取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社37との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況
- ・該当事項はありません。

ハ、当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 太田 洋	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。主に経営経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 渡邊 信之	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。豊富な経験と幅広い識見を活かし意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 石井 英雄	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席し、監査役会11回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 河野 真太郎	平成20年3月29日の就任以来、当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、監査役会9回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円または法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	27,200千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,680千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託しております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の独立性をはじめとする適正及び職務遂行状況等に留意し、会計監査人が監督官庁から業務停止処分を受ける等、継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合や、その他の事情を総合的に勘案し、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会の同意に基づき解任または不再任を株主総会の付議議案とする方針です。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適性を確保するための体制について見直しをし、平成21年2月5日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス規程を制定し、取締役は法令及びコンプライアンス規程を遵守するとともに、企業倫理の浸透を率先して行う。
  - (2) 取締役は、使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ、業務運営にあたるよう、教育・啓発を行う。
  - (3) 当社は相談・通報体制を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることを取締役並びに使用人等が知った際に、内部監査室、常勤監査役または社外弁護士に通報できる体制を整備する。
  - (4) 会社は通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に対して不利益な扱いをしない。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社は、法令・社内規程に基づき、文書等作成、保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 業界リスク、マーケットリスク、戦略意思決定リスク等の戦略リスクについては、全執行役員で構成する執行役員会において管理を行う。
  - (2) 日常の業務活動が抱える事業リスクについては、事業部門毎に執行役員を中心に、必要な場合には会計監査人、各顧問（会計・税務・法律等）等の助言を得つつ、この管理を行う。
  - (3) 事業リスクのうち、重大と認められるものについては、取締役会がリスクの分析を行い、管理の指針を定める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役のうち複数名を社外取締役とし、取締役会の意思決定の妥当性を高める。
  - (2) 執行役員制度により、業務執行を迅速化し、かつ権限と責任を明確化する。
  - (3) 取締役会を毎月1回開催し、重要事項の審議・決定をするほか、取締役並びに執行役員の監督を行う。
  - (4) 原則として毎週1回、全執行役員で構成する執行役員会を開催し、業務執行に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、中長期の製品開発戦略並びに年度予算等について議論し、全社的な目標を設定する。
  - (5) 各部門はその戦略並びに予算等に基づき、目標達成に向けた具体策を立案・実行する。



- (6) 業務の効率化とコストダウンを図るため、弾力的な組織改変、電子化に取り組む。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 顧問弁護士や社内弁護士と連携し、企業集団全体としてコンプライアンスを推進する。
  - (2) 当社の執行役員会は、連結子会社を含む企業グループ全般にわたる内部監査を統括しグループ内部の有効性を監査する。
  - (3) 子会社から当社の執行役員に起用すること等で、企業集団全体としての重要方針の決定に参加させ、情報の共有化を図る。
  - (4) 子会社の経営については、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人としてスタッフを配置する。
  - (2) 研修等を通じて当該使用人の技能の向上を図るとともに、監査役から要望がある場合、必要に応じて使用人の変更、増員等を行うものとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
7. 前号の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 他の使用人に補助使用人を兼務させる場合は、監査役の補助業務についての指揮命令は監査役が直接行うものとする。
  - (2) 監査役の補助業務に関する使用人の報酬等の人事考課及び人事異動については、監査役の意見を取り入れ決定する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - (1) 取締役は、会社に著しい損害をおよぼす恐れがある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
  - (2) 常勤監査役に重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の把握を容易ならしめるため、代表取締役より適宜報告を行う。
  - (3) 常勤監査役は、必要に応じ稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役または使用人にその説明を求めることとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は当社の会計監査人である監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社グループは、公正な経営を実現するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力またはそれらに関係する企業・個人とは取引関係その他いかなる関係も持たないことを基本方針とする。反社会的勢力による不当な要求には、警察当局等と連携しながら毅然たる態度で対応するものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係排除に取り組んでいく。

## 11. 財務報告の信頼性に係る内部統制を確保するための体制

- (1) コンプライアンス、企業行動基準を実践するための統制環境を適切、整備、運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備及び運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備及び運用する。
- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (6) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質強化のため経営基盤の充実を図るとともに、株主の皆様に対しての利益の還元を重要な課題と位置付けております。

今後の基本方針といたしまして本業に伴う損失につきましては今後の収益により填補し、またのれん代の償却による損失につきましては資本の振替など資本政策により填補し、配当可能額の確保ができるように努めてまいりたいと考えております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）

当社は、大量買付行為に関するルール（以下「大量買付ルール」といいます。）を設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者（大量買付ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者を含みます。）に対しては必要に応じ相応の防衛措置をとることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識しており、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（以下「本プラン」といいます。）を決定いたしました。

### 1. 本プランの導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環としての他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社グループの買収を企図した大量買付行為であっても、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様との判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、現時点では、当社においては、支配株主は存在せず、国内外の多数の機関投資家や個人の方々幅広く株主となって頂いており、このような株主構成のもとで、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社グループの企業価値及び株主の皆様との共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様の判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様にとって適切な判断をいただくために極めて重要であり、そのために大量買付に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者、または、当該ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者の買付行為に対して、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上するために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者（大量買付ルールを遵守するものの大量買付行為の目的が不適切な大量買付者を含みます。）に対しては必要に応じ相応の防衛措置をとることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本プランについて平成19年3月29日開催の第22回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ました。

## 2. 大量買付ルールの内容

本プランでは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下かかる買付行為を「大量買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。）について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手段として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続に従って大量買付行為の適否が判断されることが、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大規模買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、当該リストに記載された情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的内容、資本構成、財務内容等を含む。）
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付の価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容とその算定根拠等を含む。）
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）

- ⑤ 買付の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、買付の後における当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社グループの企業価値及び株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社グループの企業価値及び株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部または一部を開示します。

(注1) 特定株主グループとは、

- (ア) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下(注1)(注2)において同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下(注1)(注2)において同じとします。）または、
- (イ) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、

- (ア) 特定株主グループが、(注1)の(ア)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下(注2)において同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）または、
- (イ) 特定株主グループが、(注1)の(イ)記載の場合は、当該大量買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

### 3. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合)、または90日間(その他の大量買付行為の場合)を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後のみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

#### 4. 独立委員会の勧告と取締役会の決議

##### (1) 独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委員会を設置することといたしました。

当社取締役会は取締役会評価期間において、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。なお、独立委員会は特にソフトウェアの研究開発に従事する当社の従業員（以下「開発従事者」といいます。）のモチベーションが当社の企業価値の維持に大きく影響を与えることに鑑み、上記の評価・検討にあたっては必ず開発従事者の代表等から意見を聴取するものとします。なお、独立委員会が聴取した開発従事者の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容（本プランに定める対抗措置の実施の是非についての勧告を含む）を決定する際に参考とする一要素として取り扱われ、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

また、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

##### (2) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して最終的に本プランに定める対抗措置の実施の是非について決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

#### 5. 本プランにおける対抗措置の取り扱い

##### (1) 大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大量買付行為に対する対抗措置を実施しません。大量買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、以下に定める要件の何れかに該当した場合には、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款により認められている方策の中から、新株予約権の無償割当ての実施等、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置をとることがあります。なお、大量買付者が下記の要件に該当したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の意見も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

① 次の(ア)から(エ)までに掲げる場合のように、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買付行為を行う場合

(ア) 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合

(イ) 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合

(ウ) 当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で大量買付行為を行う場合

(エ) 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合

② 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

③ 買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等含む。）が、当社グループの企業価値を生み出す上で不可欠な研究開発体制を支える当社グループの従業員、取引関係先等との関係を悪化させ、または企業文化を破壊するおそれがある等の理由により、当社グループの企業価値や株主共同の利益の確保・向上を著しく妨げるおそれがあると合理的根拠をもって判断されるものである場合

(2) 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合は、対抗措置の発動が相当でないとは判断した場合を除き、当社取締役会は、新株予約権の無償割当てを含む対抗措置を実施する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また監査役の意見も十分参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

## 6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、そのひとつとして、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合の概要は以下のとおりです。

### ① 割当て対象株主

本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その有する株式（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権の無償割当てをします。

### ② 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めます。

### ③ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は普通株式1株とします。

### ④ 本新株予約権の行使の条件

(i) 特定大量保有者（注4）、(ii) 特定大量保有者の共同保有者（注5）、(iii) 特定大量買付者（注6）、(iv) 特定大量買付者の特別関係者（注7）、もしくは(v) 上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、(vi) 上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（注8）（以下「特定買付者等」といいます。）は、本新株予約権を行使することができません。

⑤ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要します。

⑥ 当社による本新株予約権の取得

- (a) 当社は、行使期間開始日前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。
- (b) 当社は、当社取締役会が定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

⑦ その他

本新株予約権の行使期間、行使価額その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとします。

- (注4) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下（注4）において同じとします。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。
- (注5) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。
- (注6) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下（注6）において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下（注6）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下（注6）において同じとします。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。
- (注7) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者を意味します（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
- (注8) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に規定されると同義とします。）を意味します。

7. 株主及び投資家の皆様にご与える影響等

(1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報

のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社グループの企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当てその他の新株または新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（大量買付ルールに違反した大量買付者及び当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められるような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び証券取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行を行うものにつきましては、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。ただし、株主名簿への記載・記録（いわゆる名義書換）が未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当て基準日までに、株主名簿への記載・記録を完了していただく必要があることをご了承ください。

なお、対抗措置として新株予約権の発行を行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重して、新株予約権の発行日までに新株予約権の発行を中止し、または、新株予約権の発行日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 8. 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成19年3月29日開催の第22回定時株主総会の終結の時から平成20年12月期（2008年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②独立委員会の勧告により当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランの見直し、もしくは変更を行う場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。



## 9. 独立委員会規定の概要

### I. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役または当社取締役会から独立した有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成されます。

### II. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

### III. 決議事項その他

独立委員会は、当社グループに対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、ソフトウェアの研究開発に従事する当社の従業員の代表等から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に報告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自らまたは当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期及び範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ 本プランの廃止または変更
- ⑨ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

## 連結貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>11,755,302</b>	<b>流動負債</b>	<b>989,012</b>
現金及び預金	2,499,817	支払手形及び買掛金	24,953
売掛金	635,634	未払金	421,112
有価証券	7,757,993	未払法人税等	6,626
たな卸資産	2,462	賞与引当金	27,437
繰延税金資産	7,309	その他	508,882
その他	887,153	<b>固定負債</b>	<b>375</b>
貸倒引当金	△35,068	長期未払金	375
<b>固定資産</b>	<b>2,317,918</b>	<b>負債合計</b>	<b>989,387</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>113,668</b>	<b>純資産の部</b>	
建物	41,264	<b>株主資本</b>	<b>13,587,882</b>
器具備品	72,403	資本金	13,263,950
<b>無形固定資産</b>	<b>1,540,261</b>	資本剰余金	14,179,587
ソフトウェア	1,272,287	利益剰余金	△13,846,941
ソフトウェア仮勘定	259,639	自己株式	△8,714
その他	8,334	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△508,336</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>663,989</b>	その他有価証券評価差額金	△327,663
投資有価証券	523,942	為替換算調整勘定	△180,673
繰延税金資産	34,744	<b>少数株主持分</b>	<b>4,288</b>
敷金・保証金	151,711	<b>純資産合計</b>	<b>13,083,834</b>
その他	3,412		
貸倒引当金	△49,820		
<b>資産合計</b>	<b>14,073,221</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>14,073,221</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

（平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで）

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,195,528
売上原価		3,013,928
売上総利益		2,181,600
販売費及び一般管理費		1,905,017
営業利益		276,583
営業外収益		
受取利息	70,911	
その他	4,588	75,499
営業外費用		
支払利息	278	
株式交付費	497	
投資事業組合損失	17,339	
為替差損	50,953	
その他	1,345	70,414
経常利益		281,667
特別利益		
固定資産売却益	220	
投資有価証券売却益	25,675	
新株予約権戻入益	21,804	
貸倒引当金戻入	9,218	56,919
特別損失		
固定資産売却損	1,482	
固定資産除却損	56,178	
投資有価証券評価損	16,539	
貸倒引当金繰入	48,000	122,201
税金等調整前当期純利益		216,385
法人税・住民税及び事業税	34,826	
過年度法人税等	△10,746	
法人税等調整額	99,759	
少数株主損失	17,092	106,748
当期純利益		109,637

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年12月31日残高	13,263,167	14,178,804	△13,956,578	△8,621	13,476,771
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	782	782			1,565
当期純利益			109,637		109,637
自己株式の取得				△92	△92
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	782	782	109,637	△92	111,111
平成20年12月31日残高	13,263,950	14,179,587	△13,846,941	△8,714	13,587,882

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成19年12月31日残高	2,674	55,858	58,532	17,369	51,380	13,604,054
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						1,565
当期純利益						109,637
自己株式の取得						△92
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△330,338	△236,531	△566,869	△17,369	△47,092	△631,331
連結会計年度中の 変動額合計	△330,338	△236,531	△566,869	△17,369	△47,092	△520,220
平成20年12月31日残高	△327,663	△180,673	△508,336	—	4,288	13,083,834

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称  
Aplix Corporation of America  
Aplix Europe GmbH  
iaSolution Inc.  
(株)アプリックス・ソリューションズ  
Aplix Korea Corporation 他2社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

##### ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

##### ・時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への投資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

##### ロ. デリバティブ

時価法

##### ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### ・仕掛品

個別法による原価法

##### ・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

##### ・当社

定率法

##### ・連結子会社

主に所在地国の会計基準に基づく定額法  
主な耐用年数

建物 5～15年

器具備品 3～15年

- ロ. 無形固定資産
  - ・ 市場販売目的ソフトウェア 見積販売数量を基準として販売数量に応じた割合に基づく償却額と、販売可能期間(3年)に基づく償却額のいずれか多い金額をもって償却しております。
  - ・ 社内利用目的ソフトウェア 社内における利用可能期間(3~5年)に基づく定額法によっております。
  - ・ 上記以外の無形固定資産 定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
  - イ. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
  - ハ. 退職給付引当金 一部の在外連結子会社については、現地国の退職給付制度に基づいて退職給付引当金を計上しております。  
 なお、当連結会計年度において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」として計上しております。
- ④ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
 

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑤ 重要なリース取引の処理方法
 

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
  - イ. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
  - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建予定取引

ハ、ヘッジ方針  
 海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

ニ、ヘッジの有効性評価の方法  
 ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項  
 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

⑧ 追加情報

(有形固定資産の減価償却方法)

当連結会計年度から法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(退職給付引当金)

当連結会計年度から一部の在外連結子会社については、新たに現地国の退職給付制度による退職給付対象者が生じたため退職給付見込額のうち当連結会計年度に発生すると認められる額を計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

390,992千円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	101,312.20株	22.00株	0.20株	101,334.00株

(注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加22.00株は、新株予約権等の権利行使による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の発行済株式数の減少0.20株は、自己株式の消却による減少であります。

#### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	12.72株	1.48株	0.20株	14.00株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1.48株は、端株の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0.20株は、自己株式の消却による減少であります。

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成13年7月14日 臨時株主総会決議分	平成13年12月27日 臨時株主総会決議分	平成14年3月22日 定時株主総会決議分	平成15年8月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	33株	24.28株	180.39株	414株

	平成16年5月25日 取締役会決議分	平成16年6月24日 取締役会決議分	平成17年2月21日 取締役会決議分	平成17年12月27日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	30株	39株	150株	159株

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

### 4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 129,091円45銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 1,082円10銭



# 貸借対照表

(平成20年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>10,739,647</b>	<b>流動負債</b>	<b>848,881</b>
現金及び預金	1,511,987	買掛金	79,671
売掛金	547,905	未払金	333,397
有価証券	7,757,993	未払費用	51,604
仕掛品	2,462	未払消費税	143,147
前払費用	99,810	前受金	189,778
繰延税金資産	14	預り金	23,845
その他	822,815	賞与引当金	27,437
貸倒引当金	△3,342		
<b>固定資産</b>	<b>3,224,357</b>	<b>負債合計</b>	<b>848,881</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>85,897</b>	<b>純資産の部</b>	
建物	39,151	<b>株主資本</b>	<b>13,442,787</b>
器具備品	46,745	資本金	13,263,950
<b>無形固定資産</b>	<b>1,567,712</b>	資本剰余金	14,179,587
特許権	2,099	資本準備金	14,179,587
商標権	3,348	利益剰余金	△13,992,036
ソフトウェア	1,289,242	利益準備金	2,500
ソフトウェア仮勘定	270,135	その他利益剰余金	△13,994,536
その他	2,885	別途積立金	1,500
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,570,748</b>	繰越利益剰余金	△13,996,036
投資有価証券	523,942	自己株式	△8,714
関係会社株式	925,124	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△327,663</b>
関係会社出資金	16,746	その他有価証券評価差額金	△327,663
出資金	50	<b>純資産合計</b>	<b>13,115,123</b>
長期前払費用	1,507		
敷金・保証金	141,938	<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,964,005</b>
繰延税金資産	9,439		
その他	1,820		
貸倒引当金	△49,820		
<b>資産合計</b>	<b>13,964,005</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		4,913,058
売上原価		2,868,672
売上総利益		2,044,385
販売費及び一般管理費		1,819,448
営業利益		224,937
営業外収益		
受取利息	4,541	
有価証券利息	46,164	
その他	3,239	53,945
営業外費用		
株式交付費	497	
為替差損	71,969	
投資事業組合損失	17,339	
その他	420	90,226
経常利益		188,655
特別利益		
投資有価証券売却益	25,675	
貸倒引当金戻入益	25,062	
新株予約権戻入益	21,804	
その他	220	72,763
特別損失		
固定資産売却損	1,451	
固定資産除却損	59,369	
投資有価証券評価損	16,539	
関係会社株式評価損	33,468	
貸倒引当金繰入	48,000	158,829
税引前当期純利益		102,589
法人税・住民税及び事業税	14,894	
過年度法人税等	△10,746	
法人税等調整額	95,278	99,425
当期純利益		3,163

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（平成20年1月1日から  
平成20年12月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
			利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
平成19年12月31日 残高	13,263,167	14,178,804	2,500	1,500	△13,999,199	△8,621	13,438,150
事業年度中の変動額							
新株の発行	782	782					1,565
当期純利益					3,163		3,163
自己株式の取得						△92	△92
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	782	782	-	-	3,163	△92	4,637
平成20年12月31日 残高	13,263,950	14,179,587	2,500	1,500	△13,996,036	△8,714	13,442,787

	評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計
	平成19年12月31日 残高		
事業年度中の変動額			
新株の発行			1,565
当期純利益			3,163
自己株式の取得			△92
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△330,338	△17,369	△347,707
事業年度中の変動額合計	△330,338	△17,369	△340,070
平成20年12月31日 残高	△327,663	-	13,115,123

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引  
ヘッジ対象…外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

海外取引における為替変動に対するリスクヘッジのため、為替予約取引を行っております。なお、リスクヘッジ手段としてのデリバティブ取引は為替予約取引のみ行うものとしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段に関する重要な条件がヘッジ対象と同一であり、ヘッジ開始時及びその後においても継続して相場変動が完全に相殺されるものであると想定できる場合にはヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(8) 追加情報

(有形固定資産の減価償却方法)

当事業年度から法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 331,395千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 108,568千円
- ② 短期金銭債務 84,244千円

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- (1) 営業取引
- ① 売上高 182,689千円
- ② 外注加工費 841,129千円
- ③ その他営業費用 329,880千円
- (2) 営業取引以外の取引
- 業務委託収入 709千円

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	12.72株	1.48株	0.20株	14.00株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1.48株は、端株の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0.20株は、自己株式の消却による減少であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,631千円
賞与引当金	11,164
固定資産除却損	32,731
ソフトウェア仮勘定評価損	1,688,815
ソフトウェア償却超過額	13,066
子会社株式	3,104,483
投資有価証券評価損	204,759
繰越欠損金	1,445,908
その他	7,038
繰延税金資産 小計	6,529,599
評価性引当額	△6,500,122
繰延税金資産 合計	29,477
繰延税金負債	
未収事業税	△18,687
その他有価証券評価差額金	△1,335
繰延税金負債 合計	△20,023
繰延税金資産の純額	9,454

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.69%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.66
住民税均等割	6.06
株式報酬費用	1.75
過年度法人税等	△10.47
外国税額控除	8.46
評価性引当額の増加	47.98
その他	△1.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	96.92

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	64,378千円	36,645千円	27,733千円
合計	64,378千円	36,645千円	27,733千円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	12,580千円
1年超	17,790千円
合計	30,371千円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金または出資金 (億円)	事業の内容または業 容 職	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	(株)エヌ・ティ・ドコモ	9,496	携帯電話事業	被所有 直接14.8	1	営業取引	当社製品の販売	2,367,071	売掛金	145,856

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、市場価格を参考にしております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 129,442円60銭
- (2) 1株当たり当期純利益 31円22銭



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年2月17日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中塚 亨 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成21年2月17日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 中塚 亨 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備の方針に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、必要に応じて事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備の方針に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月19日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役 石井 英雄 ㊟

常勤監査役 河野 真太郎 ㊟

監査役 根本 忍 ㊟

(注) 監査役石井英雄、河野真太郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 株券電子化に伴う定款の一部変更及び取締役会の議長に関する定款の一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第8条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款第9条及び第14条の「実質株主」及び「実質株主名簿」の文言の削除及び修正を行なうものであります。

(3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設け平成22年1月6日をもって削除する旨を定めるものであります。

(4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

また、当社事業運営に対する取締役会の監督機能をより強化することを目的として、業務を執行する取締役以外の取締役が議長を務めることができるよう、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

なお、取締役会が定める議長としては平成21年3月30日付にて当社社外取締役への就任を予定しております河野真太郎を予定しております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第8条 当社は株式については、株券を発行する。</p>	(削 除)
<p>(株主名簿代理人) 第9条 当社は、株主名簿代理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第10条～第13条 (略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第44条 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第14条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長がこれを招集する。</u></p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集する。</p> <p>③ <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長となる。</u></p> <p>④ <u>前項に基づきあらかじめ取締役会において定めた取締役会の議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会の議長となる。</u></p> <p>第23条～第43条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

## 第2号議案 資本準備金、利益準備金及び別途積立金の額の減少並びに剰余金の処分の件

### 1. 資本準備金、利益準備金及び別途積立金の額の減少並びに剰余金の処分の理由

将来における株主への配当やその他今後の柔軟かつ機動的な資本政策に備えるものであります。

なお、当社では将来の配当に関する基本方針といたしまして、本業に伴う損失につきましては今後の収益により填補し、またのれん代の償却による損失につきましては資本の振替など資本政策により填補し、配当可能額の確保ができるよう努めてまいりたいと考えております。

つきましては、資本取引である株式交換により取得いたしました子会社株式について、会計処理により発生いたしました株式評価損相当額を純資産の部の資本準備金から振り替えるとともに、利益準備金及び別途積立金を全額取り崩すことにより欠損金の填補に充てるものであります。

### 2. 資本準備金、利益準備金及び別途積立金の額の減少並びに剰余金の処分の内容

#### (1) 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金14,179,587,419円のうち7,589,681,336円を減少させ、その他資本剰余金を7,589,681,336円増加させます。さらに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金のうち7,589,681,336円を減少させ、繰越利益剰余金を7,589,681,336円増加させ、同額分の欠損を解消するものです。

#### (2) 利益準備金の額の減少

会社法第448条第1項の規定に基づき、利益準備金2,500,000円全額を減少させ、繰越利益剰余金を2,500,000円増加させ、同額分の欠損を解消するものです。

#### (3) 別途積立金の額の減少

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金1,500,000円全額を減少させ、繰越利益剰余金を1,500,000円増加させ、同額分の欠損を解消するものです。

### 3. 資本準備金、利益準備金及び別途積立金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生じる日

平成21年3月30日

**第3号議案** 当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入に関する定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、平成19年3月29日開催の当社第22回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂いた上で、有効期間を本定時株主総会の終結までとする「当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン」（以下「現プラン」といいます。）を導入いたしました。

その後も、当社取締役会は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を維持・向上させるための取組みとして、現プランについて更に検討を進めてまいりました。その結果、当社取締役会は、平成21年2月26日付けで、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、新たな対応プラン（新たな対応プランの詳細については、第4号議案（当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入の件）をご参照ください。）を導入することを決議いたしました。

つきましては、株主の皆様の意思を法的に明確な形で反映させるため、当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）を当社株主総会の決議事項とすべく、第17条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第17条～第43条 (略)</p>	<p><u>(株主総会決議事項)</u></p> <p>第17条 株主総会は、法令または定款に別段の定めのある事項のほか、当会社の株式等の大量買付行為に対する対応方針を決議することができる。</p> <p>② 前項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第18条～第44条 (現行どおり)</p>

なお、上記の現行定款は、第1号議案（株券の電子化に伴う定款の一部変更及び取締役会の議長に関する定款の一部変更の件）が承認可決された場合の変更後の内容であります。



#### 第4号議案 当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入の件

第3号議案（当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（買収防衛策）の導入に関する定款の一部変更の件）の承認可決を条件として、変更後の当社定款第17条の定めに基づき、以下に記載される内容の当社株式等の大量買付行為に関する対応プラン（以下「本プラン」といいます。）の導入のご承認をお願いするものであります。

本プランにおいて、「大量買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）を意味し、「大量買付者」とは、大量買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

東京証券取引所に本プランの導入に関する発表をいたしました平成21年2月26日現在、当社株式の大量買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成20年12月31日現在の株主の状況は、＜資料＞別添1のとおりです。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

（注1）特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、③上記①②の者の関係者（①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。）を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

（注2）議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り同じです。

## 1. 企業価値・株主共同の利益に関する考え方

当社グループ（「当社グループ」とは、当社と会社法上の当社子会社を含む企業集団を指します。）は、売れる製品を実現するための魅力的な技術を開発する研究開発型企業を目指し、パーソナルコンピュータを含む民生用電子機器向けソフトウェア基盤技術の研究開発と販売をおこなっております。当社グループが独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品は、既に全世界で5億台を超える携帯電話やデジタルテレビ等の民生用電子機器に利用されており、さらに毎年1億台以上の新たな製品に搭載され出荷され続けております。特に日本の携帯電話においては、全出荷台数の9割以上に当社製品が使われており、海外にて利用されている分も含め、これらの民生用電子機器の機能を実現するために不可欠な構成要素となっております。このような基盤技術の提供が滞ることは、民生用電子機器を製造している国内外の数多くの企業の製品出荷に多大な影響を与えるだけでなく、もはや一般市民の社会生活に欠かせないライフラインとなっている携帯電話の利用にも支障をきたす事態を招来することになります。

当社の企業価値は、このように民生用電子機器の不可欠な構成要素となっている当社グループの独自の技術に基づくソフトウェア製品が、携帯電話メーカーや通信事業者等、ひいては一般市民に安定的・継続的に供給されることによって生み出されるものです。当社がかかるソフトウェア製品を安定的・継続的に供給することが出来なくなれば、多くの当社の顧客先が他社製品にシフトすることが予想され、当社が生み出す将来の収益の合計が著しく毀損されることは明らかであり、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれることとなります。

そもそもソフトウェア製品は、その性質上、人間の英知によってのみ創り出す事が可能であり、自動機械などで製造を代替する事が不可能であることに加え、昨今のソフトウェア製品は規模が大きくなり複雑度が増してきているため、開発ノウハウの継承には長期間を要するものとなっています。したがって、万一当社製品の開発に関わっている人材が大量に流出し開発従事者を短期間で大幅に入れ替えざるを得ないような事態が生じた場合や少数であったとしても当社製品の開発の枢要を担う開発従事者が離職するような事態が生じた場合には、品質の急激な劣化を招き、また、当社の企業価値の源泉たるソフトウェア製品の安定的・継続的な供給に支障をきたすこととなります。すなわち、当社の企業価値は、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要な要素のひとつとなります。換言すれば、例えば、当社株式の大量買付行為が、開発従事者の流出を招来するおそれがある場合には、当社によるソフトウェア製品の安定的・継続的供給に支障をきたし、当社の企業価値が毀損されるおそれが大きいものといわざるを得ません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 本プランの導入目的

近時、企業活動のグローバル化により、わが国においても企業の世界的な事業戦略の一環として他企業の買収が当然に考慮される時代となり、それに伴う新しい法制度の整備も進んでまいりました。そのような潮流のなか、企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象会社の取締役会の賛同を得ずに行われる企業買収、いわゆる「敵対的買収」の動きも顕在化しつつあります。

当社取締役会は、このような当社の買収を企図した大量買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として大量買付行為が実施された場合、株主の皆様が大量買付行為の是非を判断する十分な時間と情報が提供されず、結果として当社の企業価値・株主共同の利益が害される可能性は否定できません。

株主の皆様から経営についての付託を受ける当社取締役会としては、このような当社株式の大量買付行為が発生した場合、株主の皆様への判断のために十分な時間を確保し、当社取締役会が、当該大量買付行為に関する情報を収集して、これを評価・検討し、また必要に応じて当該大量買付者との交渉並びに株主の皆様への代替案の提示を行うことが、株主の皆様へ適切なご判断をいただくために極めて重要であると認識しております。これらを遂行するためには大量買付行為に関する一定のルールを定めることが必要であると考えます。また、当社取締役会は、上記の一定のルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為、又は、当該ルールを遵守するものの企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対して、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために客観的・合理的な検討を行った上で相応な対抗措置をとることが必要な場合もあると認識しております。

上記の理由により、当社取締役会は、下記に定める大量買付ルールを設定し、大量買付ルールを遵守しない大量買付者による大量買付行為や企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある大量買付行為に対しては必要に応じ相応の対抗措置をとることが、当社の企業価値・株主共同の利益の維持・向上に必要と認識し、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得た上、本プランを導入することといたしました。

## 3. 大量買付ルールの内容

本プランでは、大量買付行為について、事前に大量買付者に対して、大量買付行為にかかる情報の提供を求め、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、必要に応じて当社取締役会が大量買付者と交渉を行い、代替案を提示するための手続として、大量買付ルールを定めています。このような一定の手続きにしたがって大量買付行為の適否が判断されることが、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致するからです。

具体的には、大量買付者には、買付の実行前に、大量買付ルールに従う旨の意向表明書を当社代表取締役宛に提出いただくものとします。意向表明書には、大量買付者の名称、住所、提案する大量買付行為の概要等を記載していただきます。当社取締役会は、この意向表明書の受領後5日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様への判断、後述の独立委員会の勧告及び当社取締役会の意見形成のために必要かつ十分な情報（以下

「本必要情報」といいます。)のリストを大量買付者に交付します。大量買付者には、本必要情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。本必要情報の具体的な内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の通りです。

- ① 大量買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の概要（資本構成、財務内容、経歴、属性、過去の大量買付行為及び結果等を含む。）
- ② 買付の目的、方法及び内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付の価格の算定根拠
- ④ 買付の資金の裏づけ（買付の資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付の後の当社グループの基本的な経営方針、事業計画、買付の後ににおける当社の従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社グループに係る利害関係者の処遇方針の概要
- ⑥ 買付行為完了後に意図する当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための施策並びに当該施策が当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることの根拠
- ⑦ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者より受けた情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合、回答期限を設けた上で、合理的な範囲で大量買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。また、大量買付行為の提案があった事実及び当社に提出された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点（独立委員会から開示勧告があった場合はその時点）で、その全部又は一部を開示します。

#### 4. 大量買付行為の評価・検討期間

当社取締役会は、大量買付者が当社取締役会に本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）、又は90日間（その他の大量買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。したがって、大量買付行為は、取締役会評価期間の経過した後のみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての大量買付行為に対する意見を取りまとめ、公表します。

また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することがあります。

#### 5. 対抗措置の発動に係る手続

##### (1) 独立委員会の勧告

本プランの設計においては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、社外取締役・社外監査役・有識者のいずれかに該当する者の中から取締役会が選任した者により構成される独立委

員会を設置することといたしました（独立委員会の構成、役割等については<資料>別添2「独立委員会規定の概要」をご参照下さい。）。

当社取締役会は取締役会評価期間において、独立委員会に必ず諮問を行うこととし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告を行います。

独立委員会は、（i）大量買付者が本プランに定める手続を遵守しない大量買付者（以下「手続不遵守買付者」といいます。）に該当する場合（発動事由①）、又は（ii）大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合であっても、（a）当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合（発動事由②）、もしくは（b）当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③）には、取締役会に対し、対抗措置を発動することを勧告するものとします。また、独立委員会は、当該大量買付行為が上記発動事由の①、②、③のいずれにも該当しないと認めた場合には、対抗措置を発動しないことを勧告するものとします。下記（2）で述べるとおり、取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないよう勧告された場合は、これを尊重し対抗措置を発動することはいたしません。また、独立委員会から、対抗措置を発動することを勧告された場合には、これを最大限尊重しつつも、株主の皆様から経営の付託を受け株主に対し最終的な責任を負担する機関として、上記①、②、③の発動事由に該当するか否かについて自らの責任で最終的な判断を行い、対抗措置を発動するか否かを判断するものとします。

なお、上記発動事由②の「当該大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当する場合」とは、次のいずれかに該当する大量買付行為をいいます。

- （ア）真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で大量買付行為を行う場合（いわゆるグリーンメーラーの場合）
- （イ）当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で大量買付行為を行う場合
- （ウ）当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産（ただし、当社の事業遂行上使用する予定のない遊休資産を処分する場合であって、当該資産の処分により当社が将来生み出す収益の合計に悪影響を与えない場合を除く。）を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で大量買付行為を行う場合
- （エ）強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為を行う場合

また、発動事由③の「当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際しては、当社の企業価値が、当社が独自の技術にて開発し提供しているソフトウェア製品の安定的・継続的供給を源泉として生み出されるものであり、かかる安定的・継続的供給のためには開発従事者の雇用関係維持がきわめて重要であることに鑑み、当該大量買付行為によりソフトウェア製品の安定的・継続的供給が妨げられるおそれはないか、具体的には、開発技術者が当該大量買付行為によっても

当社を離職せず、又は、離職した場合でも当社と当社の顧客先との間の取引関係に影響がなく、当社の顧客先に対して当社が継続して製品の供給を行うことが可能かどうかという点を重要な判断要素として検討することといたします。そして、これらを検討するにあたっては、必ず開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取するものとします。

ただし、独立委員会が聴取した開発従事者及び当社の顧客先の意見は、独立委員会が当社取締役会への勧告の内容を決定する際に参考とする一要素として取り扱われるものであり、これのみによって勧告の内容が決定することはありません。

なお、独立委員会は、その判断の合理性・客観性を高めるために、必要に応じて、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

## （２）取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動しないことを勧告された場合には、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会が、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合は、独立委員会の勧告を最大限尊重しつつ、独自に発動要件を充足するかどうかの判断を行い、所定の場合には株主総会の決議を経た上、本プランに定める対抗措置の発動を決議することができるものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置を発動する旨の勧告を受けた場合であっても、自らの判断の結果発動事由の①、②、③に該当しないとの判断に至った場合は、対抗措置の不発動を決議するものとします。

当社取締役会は、上記いずれの場合も、決議を行った場合速やかに当該決議の内容その他の事項について情報開示を行うものとします。

### ① 大量買付者が手続不遵守買付者に該当する場合（発動事由①）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由①に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

### ② 大量買付者が本プランに定める手続を遵守した場合

（ア）大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買取に該当する場合（発動事由②）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由②に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買取に該当すると認めた場合は、株主総会の決議を経ることなく（ただし、当社取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には株主総会の決議を経た上で）、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

（イ）大量買付行為が当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく毀損するおそれがある場合（発動事由③）

当社取締役会は、独立委員会より発動事由③に該当するとして対抗措置の発動勧告を受けた場合で自らの独立した判断によっても当該大量買付行為が当社の企業価値・

株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合は、株主総会を招集し、株主の皆様意思を確認するものとします。その結果、株主の皆様が対抗措置の発動に賛成であると認められる場合は、対抗措置の発動を決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会による別段の勧告がない限り、対抗措置の発動を複数回にわたり行うことができるものとします。

### (3) 株主総会の決議

当社取締役会は、当社取締役会が当該大量買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると認めた場合（発動事由③に該当する場合）、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。このほか、当社取締役会は、当社取締役会が大量買付行為が企業価値・株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収に該当すると認めた場合（発動事由②に該当する場合）にも、大量買付行為の内容、大量買付者の属性その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様意思の確認を行うことが相当であると判断した場合には、当該大量買付行為に対し、対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様意思の確認を行うために株主総会を開催することができるものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

## 6. 本プランにおける対抗措置の概要

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権の無償割当てその他具体的ないかなる手段を講じるかについては、法令等及び当社定款上認められるあらゆる対抗措置のうち、その時点での最新の裁判所による判断等を考慮した上最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置のひとつとして、特定買付者等（注4）による権利行使は原則として認められないとの差別的行使条件及び当社が特定買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行う場合の概要は＜資料＞別添3「新株予約権無償割当ての要項」に記載の通りですが、本新株予約権の行使期間、行使条件等の内容については、対抗措置としての効果を勘案して変更することがあります。また、＜資料＞別添3記載の本新株予約権の無償割当てを行う場合であると、また、それ以外の手段による場合であるとを問わず、当社取締役会は、大量買付行為の内容その他諸般の事情を勘案し、当社取締役会により対抗措置の発動が決議された場合、大量買付者が大量買付行為を撤回・中止することができるような方策を、対抗措置の内容として設けるものとします。

なお、仮に、＜資料＞別添3記載の内容の本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、特定買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

（注4）＜資料＞別添3の⑦項において定義される「特定買付者等」を意味します。

## 7. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プラン導入時の株主・投資家の皆様への影響等

本プランは、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、本プランの導入は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て又はその他の新株もしくは新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本プランにおける対抗措置発動時の株主・投資家の皆様への影響等

前述のとおり、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、法令等及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、当社株主の皆様（発動要件①、②、③に該当するような大量買付行為を行う大量買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令等に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てにつきましては、当該新株予約権の割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償にて割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であっても、当社取締役会は、大量買付者が買付行為を撤回した場合又は対抗措置発動を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合は、新株予約権の割当期日の前日までに新株予約権の無償割当てを中止し、又は、新株予約権の割当期日後、新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、希釈化を前提に売買を行った株主・投資家の皆様におかれましては、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 8. 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成23年12月期（2011年度）の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は②当社取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランについては、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、当該廃止について、情報開示を速やかに行います。



## 9. 本プランの合理性

### (1) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、①経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（以下「指針」といいます。）、「②指針の定める原則を基本としつつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、③東京証券取引所の有価証券上場規程第442条に定める買収防衛策の導入に関する事項の内容を踏まえ、上記指針等の示すところを充足するように設計されております。

### (2) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本プランは、当社株主の皆様に対し、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本プランに定める手続きが遵守されない場合、又は本プランに定める手続きが遵守された場合であっても、本プランに規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続（株主総会の決議を含む。）を経て対抗措置の発動を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値・株主共同の利益を最大化させることのみを目的として行われるよう、本プランは設計されております。

### (3) 事前の開示

当社は、大量買付者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様にとって適切な選択の機会を確保していただくため、本プランを本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得て導入するものであり、その目的、内容等を予め具体的に開示します。

また、当社は対抗措置の発動を決議した場合にも、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行うものとします。

### (4) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件として本プランを導入させていただくものです。また、本プランでは、一定の場合には、株主総会において対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととされています。

さらに、8. 「本プランの有効期間、廃止」にて記載したとおり、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、この点でも、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(5) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大量買付行為に対する合理的・客観的な評価・検討を行う機関として、独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。そして、当社取締役会は独立委員会への諮問を経た上、独立委員会が発動を勧告しない限り、対抗措置の発動を決定することができないものとされています。このように、独立委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大量買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(6) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、「5. 対抗措置の発動に係る手続」にて記載したとおり、株主総会の決議を経ず取締役会決議のみに基づき対抗措置を発動するためには、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければならないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会の決議によって廃止できるほか、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされているため、当社の株券等を大量に買い付けた者は、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(8) 取締役の保身を目的とするものではないこと

上記(2)にて記載したとおり、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益の最大化を目的として導入されるものであり、当社取締役会が自己保身を目的として導入するものではありません。

また、上記(5)や(6)にて記載したとおり、対抗措置の発動時においても、当社取締役が自己保身を目的として恣意的に発動することを防止するための仕組みを確保しております。

<資料>

別添1

大株主の状況

	株主氏名	住所	株数	持株比率 (%)
1	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区	15,000	14.80
2	郡山 龍	東京都新宿区	10,800	10.65
3	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505012 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行 兜町証券決済業務 室)	東京都中央区	5,868	5.79
4	株式会社ドコモ・ドットコム	東京都千代田区	3,000	2.96
5	ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイビービー セグ リゲイテッド クライアント アカ ウント (常任代理人 シティバンク銀行株 式会社)	東京都品川区	2,097	2.06
6	メロン バンク エービーエヌ アム ロ グローバル カストディ エヌブ イ (常任代理人 香港上海銀行株式会 社)	東京都中央区	1,749	1.72
7	日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社 (信託口)	東京都中央区	1,183	1.16
8	野村證券株式会社	東京都中央区	1,153	1.13
9	シービーホンコンケージーアイア ジアリミテッドーセグレゲイテッ ドアカウント (常任代理人 シティバンク銀行株 式会社)	東京都品川区	1,076	1.06
10	第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都中央区	900	0.88

(注) 平成20年12月22日付けでダルトン・インベストメンツ・エルエルシーより大量保有報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、同大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合 (%)
ダルトン・インベストメン ツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC)	米国カルフォルニア州90025、ロサンゼ ルス市ウィルシャー・ブルヴァード 12424、スイート600	5,868	5.79
計	—	5,868	5.79

## 別添 2

### 独立委員会規定の概要

#### 1. 設置

独立委員会は当社取締役会の決議により設定されます。

#### 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役又は当社取締役会から独立した有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績ある会社経営者等をいう。）3名以上で構成されます。

#### 3. 任期

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランが廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとします。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとします。

#### 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。ただし、独立委員会の全員が出席できない場合には、独立委員会の決議は、独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとします。

#### 5. 決議事項その他

独立委員会は、当社に対する大量買付行為が発生した場合には、これに応じ、開発従事者及び当社の顧客先から意見を聴取したうえで、原則として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとします。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自ら又は当社取締役の利益を図ることを目的としては行わないものとします。

- ① 大量買付ルールの対象となる大量買付行為の存否
- ② 大量買付者が提供すべき情報の範囲
- ③ 大量買付者が提供した情報の当社株主への開示の時期及び範囲
- ④ 大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か
- ⑤ 大量買付者による大量買付行為に対する代替案の提案の可否
- ⑥ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- ⑦ 本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- ⑧ その他当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

### 別添3

#### 新株予約権無償割当ての要項

##### ① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）に相当する数とします。

##### ② 割当て対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

##### ③ 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

##### ④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び数は別途調整がない限り新株予約権1個について普通株式1株（以下「対象株式数」といいます。）とします。

##### ⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

##### ⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記⑨（b）に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使の条件

(i) 特定大量保有者（注1）、(ii) 特定大量保有者の共同保有者（注2）、(iii) 特定大量買付者（注3）、(iv) 特定大量買付者の特別関係者（注4）、もしくは(v) 上記(i) から(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、(vi) 上記(i) から(v)に該当する者の関連者（注5）（以下「特定買付者等」といいます。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記⑨項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日が到来することをもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

(b) 当社は、当社取締役会が定める日において、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(c) その他本新株予約権の取得に関する事項については、必要に応じ、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑩ 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

⑪ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

⑫ その他

上記に定めるほか、本新株予約権の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(注1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）で、当該株券等に係る株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。）が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。

(注2) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。

(注3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。）によって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下（注3）において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。以下（注3）において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下（注3）において同じとします。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。

(注4) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者を意味します（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

(注5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条に規定されると同義とします。）を意味します。

**第5号議案 取締役4名選任の件**

取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
1	郡 山 龍 (昭和38年9月8日生)	昭和62年6月 当社 代表取締役社長 平成13年11月 当社 代表取締役会長 平成14年9月 当社 代表取締役会長 兼 社長 平成15年10月 Aplix Europe GmbH Managing director 平成18年3月 当社 代表取締役会長 最 高経営責任者 兼 最高技術 責任者 平成19年7月 Aplix Korea Corporation Director(現任) 平成20年2月 Aplix Corporation of America Directors, President, CEO, COO(現任) 平成20年3月 iaSolution Investment (BVI) Limited Director (現任) 平成20年3月 当社 代表取締役 兼 取締 役社長 兼 執行役員(総括) (現任) 平成20年5月 iaSolution Inc. Board Members, Chairman(現 任)	10,800株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社 の株式数
2	河野真太郎 (昭和33年7月2日生)	昭和59年4月 株式会社アスキー入社 平成10年5月 株式会社セガ・エンタープライゼス 出向 ネットワーク・コンテンツ研究部部長 平成11年11月 株式会社ISA0 出向 ネットワーク・ コンテンツ研究部部長 平成12年4月 株式会社アスキー 退社 アットホームジャパン株式会社 入社 コンテンツ編成部部長 平成16年6月 株式会社37 取締役(現任) 平成17年6月 株式会社ボーダフォン(現ソフトバンク モバイル株式会社) 入社 プロダクト・サービス 開発本部コンテンツサービス部部長 平成17年12月 同社 同本部メディア・コン テンツ統括部統轄部長 平成19年12月 ソフトバンクモバイル株式 会社 退社 平成20年3月 当社 監査役(現任) 当社 独立委員会委員(現任)	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
3	太田 洋 (昭和33年1月28日生)	<p>昭和55年4月 日本物理探鉱株式会社 入社</p> <p>昭和60年9月 日本シュルンベルジュ株式会社 入社</p> <p>昭和63年9月 新日本製鐵株式会社 入社</p> <p>平成4年9月 株式会社東京デジタルフォン(現ソフトバンクモバイル株式会社) 出向</p> <p>平成13年8月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役社長</p> <p>平成13年9月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジーInc. 最高技術責任者</p> <p>平成17年4月 ボーダフォン株式会社(現ソフトバンクモバイル株式会社) 常務業務執行役員</p> <p>平成17年5月 同社 専務執行役 プロダクトマネジメント本部長</p> <p>平成17年7月 同社 専務執行役 プロダクト・サービス開発本部長</p> <p>平成18年3月 当社 取締役(現任)</p> <p>平成19年9月 ソフトバンクモバイル株式会社 退社</p> <p>平成19年10月 ジェミニイ・モバイル・テクノロジー株式会社 代表取締役社長 就任(現任)</p>	—
4	渡邊 信之 (昭和38年6月30日生)	<p>昭和61年4月 日本電信電話株式会社 入社</p> <p>平成11年1月 NTT移動通信網株式会社(現株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ) 転籍</p> <p>平成15年4月 同社 移動機開発部 担当部長</p> <p>平成18年3月 当社 取締役(現任)</p> <p>平成20年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ プロダクト部 技術企画担当部長(現任)</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 河野真太郎氏、太田洋氏及び渡邊信之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 河野真太郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任する予定です。
4. 社外取締役候補者とした理由等は、以下のとおりです。
- (1) 河野真太郎氏につきましては、当社の顧客であるソフトバンクモバイル株式会社のメディア・コンテンツ統括部統轄部長をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は当社監査役として昨年開催した第23回定時株主総会時より1年在任しております。また、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を300万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結する予定です。
- (2) 太田洋氏につきましては、当社の顧客であるソフトバンクモバイル株式会社のプロダクト・サービス開発本部長をはじめとする豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。また、当社は同氏との間で責任限度額を300万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
- (3) 渡邊信之氏につきましては、当社筆頭株主であり主要顧客である株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの移動機開発部担当部長として培われた豊富な経験と幅広い見識を活かして、当社の事業運営に幅広く助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。また、当社は同氏との間で責任限度額を300万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。

## 第6号議案 監査役1名選任の件

常勤監査役河野真太郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましてはその補欠として後任の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
楠木建 (昭和39年9月12日生)	平成4年4月 一橋大学商学部専任講師	—
	平成8年4月 同大学同学部 助教授	
	平成9年4月 一橋大学イノベーション研究センター助教授	
	平成12年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授就任(現任)	
平成20年4月 当社 独立委員会委員(現任)		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 楠木建氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 社外監査役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

楠木建氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授に就任されており、企業戦略に関する著書も多数出版されていることから、学術的に企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、当社の事業運営を的確に監査いただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を100万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

## 第7号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
新田 喜男 (昭和13年9月27日生)	昭和37年4月 野村証券株式会社 入社	—
	昭和46年4月 ハーバード・ロー・スクール特別研修生	
	昭和47年9月 野村証券株式会社引受部	
	昭和48年7月 ボザーノ・シモンセン投資銀行(ブラジル) 駐在員代表	
	昭和57年11月 野村証券株式会社 国際金融部長	
	昭和58年3月 ノムラ・インターナショナル・リミテッド(ロンドン) 副社長	
	昭和60年7月 ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル(ニューヨーク) 副社長	
	昭和62年12月 野村・バブコック・ブラウン株式会社 常務取締役	
	平成元年6月 野村企業情報株式会社 常務取締役	
	平成4年6月 同社 専務取締役	
	平成11年7月 TOKYO企業情報株式会社 創業 同社 代表取締役社長	
	平成16年6月 同社 代表取締役会長(現任)	

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 新田喜男氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由等は、以下のとおりです。

新田喜男氏につきましては、長年企業の役員に就任しており、その培われた知識を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限度額を100万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度額とする責任限定契約を締結する予定です。

以上

## ＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成21年3月27日（金曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

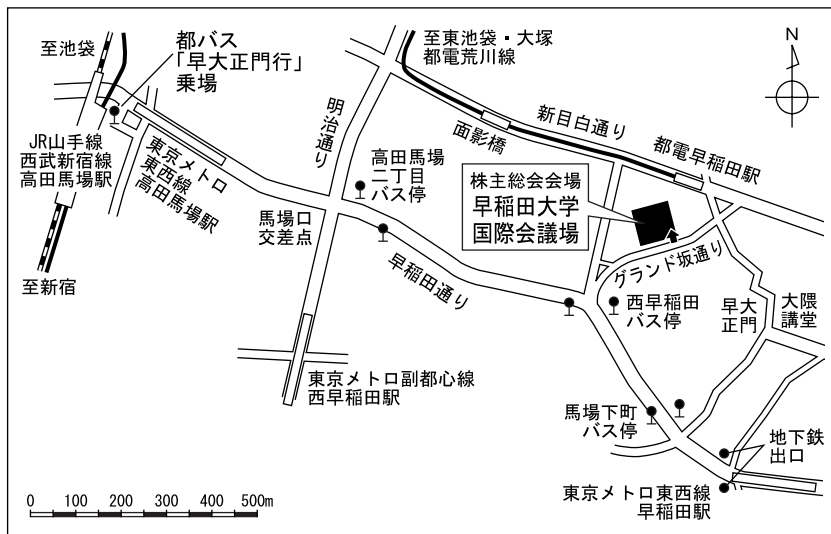
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

- ・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西早稲田一丁目20番14号

早稲田大学国際会議場井深大記念ホール



- 交通
- ・ JR山手線・西武新宿線・東京メトロ東西線  
高田馬場駅より都バス「早大正門行」  
西早稲田下車徒歩5分
  - ・ 東京メトロ東西線早稲田駅より徒歩10分
  - ・ 都電荒川線早稲田駅より徒歩5分